

瑞穂町バドミントン連盟規約

瑞穂町バドミントン連盟

瑞穂町バドミントン連盟規約

(名称)

第1条 本会は「瑞穂町バドミントン連盟」と称す。

(事務局)

第2条 本会の事務局は瑞穂町バドミントン連盟会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会はバドミントン運動を進行して、自己の体力向上と健康維持、増進をはかり、スポーツ精神の育成及び町民相互の親睦をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自己の体力向上と住民相互の親睦を達成するために必要な事業の計画及び実施。
- (2) バドミントンに関する調査研究及び指導を行う。
- (3) 未組織団体の強化育成と相互の連絡強調をはかる。
- (4) バドミントン事業に関して町及びその他の機関に対して意見を述べ、又はその施策に協力する。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業。

(組織)

第5条 本会は瑞穂町地域を構成範囲とし、バドミントン連盟の事業に賛成なる加盟団体及び個人会員をもって組織する。

- (2) 個人会員は、瑞穂町地域外でも入会することができる。

(入会手続)

第6条 本会の加盟団体及び個人会員になるときは、規定の登録申込書に必要事項を記入し、加盟団体においては年間団体登録費、団体個人登録費及び個人会員においては個人登録費を添えて理事会に提出する。理事会は入会申込書に基づき審査及び承認を行う。

加盟団体は5名以上を単位として構成し、加盟団体として登録できる。加盟団体は団体の代表者名及び団体個人会員名及び理事1名、評議員2名を登録するものとする。

(会費及び会員有効期間)

第7条 会費は団体登録費、団体個人登録費及び個人登録費として、会員有効期間は4月1日から翌年の3月31日の1年間とする。

- (2) 加盟団体登録費、団体個人登録費及び個人会員登録費は毎年登録と共に納入しなければならない。
- (3) 加盟団体登録費、団体個人登録費及び個人会員登録費に関する事項は、理事会で審議し、総会において承認を得なければならない。

(退会)

第8条 加盟団体が退会する場合は理事会に届け出なければならない。

- (2) 個人会員については、年度更新とし登録申込書が提出されない場合は退会したものと見なす。
- (3) 適性を欠ける会員については、理事会の決定により退会させることができる。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局 1名
- (4) 会計監査 1名
- (5) 理事 各加盟団体より1名
- (6) 評議員 各加盟団体より2名

(役員を選出)

第10条 本会の役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は理事会において推挙し、総会において承認を得る。
- (2) 事務局は会長が委嘱する。
- (3) 会計監査は会長が委嘱する。
- (4) 理事及び評議員は加盟団体から選出する。
- (5) 理事については必要とあれば会長が委嘱することができる。

(役員の仕事)

第11条 本会の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表して会務を総理し、総会及び理事会を招集して会議の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が職務を執行できないときは、その職務を代理する。
- (3) 事務局は本会の会計を総理するとともに、総会及び理事会において書記を行う。
- (4) 会計監査は本会の会計を監査する。
- (5) 理事は総会及び理事会の決定に基づいて会務を執行する。
- (6) 評議員は総会において議決を行う。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- (2) 補欠役員の任期は前任役員の残任期間とする。
- (3) 役員は任期満了後の後任者が就任するまで、その職を行う。

(会議)

第13条 本会の会議は総会及び理事会とする。

- (2) 前項の会議のうち総会及び理事会については過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。
- (3) 総会は年度末に開催し、本会の目的達成のための基本的方針、予算、決算、役員選挙、規約、事業計画等の基本的事項を審議する。
- (4) 総会は会長が必要と認めた場合又は役員の3分の1以上の要求があった場合は臨時に招集することができる。
- (5) 総会は会長が招集し、会長、副会長、事務局、会計監査、理事、評議員及び会長が委嘱した理事をもって構成する。
- (6) 理事会は会長が招集し、会長、副会長、事務局、会計監査、理事及び会長が委嘱した

理事をもって構成し、本会の会務及び総会の決定に基づいて会務を執行するとともに、重要事項を審議する。

(委任)

第14条 第13条(5)項の役員が総会に出席できない場合は委任状を提出しなければならない。

(経費)

第15条 本会の経費は次に掲げるもので支弁する。

- (a) 加盟団体登録費、団体個人登録費及び個人会員登録費
- (b) 事業収入
- (c) 分担金
- (d) 補助金
- (e) 雑収入
- (f) 繰越金

(2) 前項の第(a)号に規定する会費については、毎年理事会において決定し、総会において承認を得る。

(規約改正)

第16条 本会の規約は第13条第2項の規定にかかわらず総会において出席者の3分の2以上の同意による決議がなければこれを変更することができない。

(雑則)

第17条 この規約に定めるものの外、必要な事項は理事会において定める。

附則

昭和51年4月1日制定

附則

昭和55年4月1日改正

昭和61年4月1日改正

平成15年4月1日改正

平成24年4月1日改正

附則

この規約は平成24年4月1日より適用する。